

総合地球環境学研究所基盤研究部規則

令和 6 年 4 月 8 日制 定

規則第 5 号

令和 7 年 2 月 25 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 5 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所基盤研究部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 基盤研究部は、研究所の様々な活動に係る研究支援を通じて、国内外の大学等研究機関との国際共同研究の実施、大学等研究機関との機関間連携及び国際的なネットワークの促進、先端的な環境解析手法の開発、大学との高等教育に関する連携、円滑な資料や情報等の研究資源化等を行う。

(基盤研究部長)

第 3 条 基盤研究部に、基盤研究部長を置く。

- 2 基盤研究部長は、所長が指名する教授をもって充てる。
- 3 基盤研究部長は、基盤研究部の業務を掌理する。
- 4 基盤研究部長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 基盤研究部長が欠員となった場合の補欠の基盤研究部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(基盤研究副部長)

第 3 条の 2 基盤研究部に前条に定める者を補佐する職を置くことができる。

- 2 前項の職に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(部門等)

第 4 条 基盤研究部に次に掲げる部門を置く。

- (1) 計測・分析部門
- (2) 情報・企画部門
- (3) 教育部門
- (4) 国際交流部門

- 2 前項の部門に部門長を置き、所長が指名する教授又は准教授（特任研究員を含む）をも

って充てる。

- 3 部門長は、当該部門の業務を総括整理する。
- 4 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 部門長が欠員となった場合の補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(グリーンナレッジセンター)

第5条 基盤研究部にグリーンナレッジセンターを置く。

- 2 前項の組織に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(京都気候変動適応センター)

第6条 基盤研究部に京都気候変動適応センターを置く。

- 2 前項の組織に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(寄附研究部門)

第7条 基盤研究部に上廣環境日本学センターを置く。

- 2 前項の組織に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(業務)

第8条 第4条に定める各部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 計測・分析部門においては、実験施設委員会のもと、実験施設の管理運営、共通機器の管理運営などの実務を担うことで研究所のプログラム・プロジェクト研究の推進に貢献し、同位体環境学委員会のもと、大学共同利用機関としての役割を果たすための同位体環境学共同研究事業を推進し、研究所の方針に基づく所内外の共同研究の推進に貢献する。
- (2) 情報・企画部門においては、所内ネットワークや各種サーバなどの情報システムの整備・管理・運用及び研究所が運用する設備やサービスに係る情報セキュリティ対策を実施する。また、地球研アーカイブズ及び機関リポジトリを運用して研究資料の収集・管理を行い、知識情報資源の連携機能を提供する。さらに大学共同利用機関として、所外の様々な研究機関及びその研究者との共同研究を発展させるため、外部機関との研究活動の連携を構築、強化するほか、所外の研究者に向けた研究成果発信にかかる支援をおこなう。
- (3) 教育部門においては、総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻総合地球環境学コースの運営及び学生支援、総合地球環境学の教育実践、ならびに教材の開発及び活用を通して、総合地球環境学の教育方法を確立し、多様な人材を育成する。
- (4) 国際交流部門においては、研究所の取組や研究成果を国際的に発信し、組織としての認知度を高め、国際的なパートナーやネットワーク等との連携を図るための一貫した

戦略を策定する。また、研究所が持つ研究ネットワークを活用し、より広範な研究者コミュニティとの連携による相乗効果を明らかにするとともに、環境研究における文化的アプローチを進展させる。また研究所の国際的な活動全般の企画や支援等を行う。

(会議)

第 9 条 基盤研究部の業務の円滑な遂行と調整を図るため、基盤研究部会議を置く。

2 基盤研究部会議に必要な事項は別に定める。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、基盤研究部の組織及び運営に関し必要な事項は、研究戦略会議又は教員会議の議を経て所長が定める。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 総合地球環境学研究所研究基盤国際センター規則（平成 28 年 4 月 1 日制定）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。